「ソルベンシーⅡ」が後押しする 投資銀行の欧州保険会社向け事業

保険会社における経済価値把握に向けた取り組みは欧州が先行する。新規制導入による事業拡大を 睨み、投資銀行では、陣容強化、サービス高度化を目指した取り組みが続いている。

EU広域規制最後の関門となる 「ソルベンシーⅡ丨

EU連合では、加盟国を跨いだクロスボーダー取引の 活発化、フレームワークを一にした統一市場実現による 市場効率化のため、これまでUCITS、MiFIDなど様々 な広域規制を導入してきた。今後導入が予定される広域 規制の中でも、2012年に予定される「ソルベンシー Ⅱ」は、関係者との合意形成、共通フレームワークの策 定の難しさから、EU広域規制最後の関門ともされる。

「ソルベンシーⅡ」は、保険会社に対する新たな所要 自己資本規制であり、銀行におけるバーゼルⅡと同様、 経済価値・リスクを踏まえた資産・負債評価、及びそれ に基づく所要自己資本の計算・リスク管理の推進がその 骨子である。導入によるインパクトは小さくなく、関係 者の注目が大いに集まっている。

新たな規制の導入は、市場参加者に対してオペレー ションの大幅な変更、新たな業務規範への対応等相応の 困難を強いるものであるが、一方で新たな事業機会・ チャンスをもたらす。本稿では、①ソルベンシーⅡの概 要、及び②新規制導入を睨み、保険会社に向けて展開さ れる投資銀行の昨今の取り組みについて紹介したい。

保険契約の経済価値把握で 先行する欧州

「ソルベンシーⅡ」は、欧州を拠点とする保険会社全 てに適用される規制体系であり、保険会社の抱えるリス クを規準に構築されていることがそれまでと大きく異な る。同規制は、①所要自己資本規制、②当局による監 督プロセス、③情報開示要件の3つの柱からなる。中で

も、①は、実務の大幅な改変を要するものであるため、 関係者の間でも大きな議論を呼んでいる。

チとも称され、資産だけでなく、顧客との保険契約など 負債についても経済価値を踏まえた評価を要求している のが大きな特徴である。例えば、生命保険の抱えるリス クは、契約者の死亡・長寿といった契約者の生命に関す るものには留まらない。契約期間は長期にわたるため、 金利水準・イールドカーブの変動といった市場リスク、 保険契約が解約・失効となるリスク、突発災害・疫病 の発生により当初の前提が当てはまらなくなるリスク、 保険契約から派生する費用がインフレ等により高騰する リスク等考慮すべきリスクは多岐にわたる。保険会社が 抱えるリスクをできるだけ的確に捉え、それに見合う資 産・負債の評価、準備金・資本積み立てを促すのが、 「ソルベンシーⅡ | の狙いである。

新たな体系へのシフトは、保険会社1社の経営・リス ク管理上の問題に留まらない。「ソルベンシーⅡ」は、 EU加盟国を網羅した統一的な枠組みとなる故、各国当 局の協力も必要とする壮大な試みとなる。このため、関 係者でしばらく逡巡が続いていたが、2007年7月の欧 州委員会によるドラフト文書公表以降、徐々にではある が歩みは加速しつつある。欧州委員会の下、欧州保険会 社・年金を監督するCEIOPSは、新規制導入によるイ ンパクト、新たなフレームワークで求められる各種計 数の計算手法等につき、これまで4回の調査を行ってき た。これらの調査結果、及び対話を通じて得られた関係 者の見解を元に、フレームワークの精緻化が、2012 年の導入に向け更に進められる見通しである。

実は欧州では、EUに先んじて経済価値を考慮した

NOTE

- 1) EU加盟国ではないが、スイスにおいても2008年に 「ソルベンシーⅡ | と同等の思想に基づく所要自己資本 規制を導入。
- 2) 各社ヒアリングによると、保険会社向け専門部隊の編成 は米国が先行していたが、欧州においても2004年頃 より専門部隊の編成が始まっている。欧州部隊の陣容 は20名程度であるが、デリバティブ等関連チームを合 わせるとフロント・チームの陣容は100名程度となる 模様。Morgan Stanleyは、2007年度のEMEA事業 戦略を説明するIR資料の中で、「保険・年金市場の変化 を事業化・収益化」と明記。
- 3) ドイツ銀行に関する情報は公開情報、及び関係者へのヒ アリングにより得たもの。
- 4) 関係者は、「保険会社の保有資産は複雑なキャッシュ フローを伴う長期債のようであり、リスクヘッジ・軽 減ソリューションを提供する機会は多大| とコメン ト。Abbey Life に関しても数百万ポンド相当の取引 を想定。

資本規制を導入した国がある。例えば、英国は2005 年、スウェーデンは2006年、オランダは2007年に 同等の思想に基づく規制をそれぞれ導入しているり。米 国での導入が、当局向けの監督会計に限り2010年に 導入予定だということを考えると、保険会社の抱えるリ スク、経済価値可視化に向けた取り組みは、欧州が大き く先行していると言えよう。

投資銀行にとっての可能性

新規制の導入、それによる環境変化は、金融サービス の主たるプロバイダーである投資銀行にもチャンスをも たらす。保険・年金向け事業は、投資銀行の欧州事業に おける注力分野の1つに掲げられており、その取り組み の1つとして専門部隊の編成・強化が続いている²⁾。

投資銀行における保険会社向け事業は、①CAT債・ 保険証券化等のプライマリー事業と、②ALMアドバイ ス、証券取引・デリバティブ事業等のセカンダリー事業 の2つに大きく分かれるが、欧州では後者に注力する向 きが多い。これは、顧客ニーズの高度化・専門化、及び 新規制に対応するためのリスクヘッジ等関連取引の増大 を見越したものである。ここでは中でも特徴的な取り組 みを見せるドイツ銀行の事例を紹介しよう³⁾。

ドイツ銀行は、2007年7月に英国生命保険会社 Abbey Lifeを買収した。その目的は、出資持分値上 がりによるリターンの獲得もあるが、買収先である Abbey LifeのB/S分析による保険会社のリスク特性の 把握、ノウハウ蓄積がその狙いである。Abbey Lifeは 業績不振により新規契約の獲得を停止していたため、買 収後も既存契約のキャッシュフロー、リスク特性のみ管 理すればリスク管理は足りるため、事業リスクは相対的 に低いと判断したことも買収を後押しした。ドイツ銀行 では、買収先Abbey Lifeに対するモニタリングで得た 保険事業に関するノウハウ、関連取引で得た知見を元 に、将来的には他の欧州保険会社へのサービス高度化、 トランザクションの獲得等シナジー追求も目論む4。通 常、自己資本比率向上のためのB/S改善オペレーショ ンやリスクヘッジ取引は、経営マターとなるケースが多 い。セールス・トレーディング・チームが資金運用担当 者と専らコミュニケーションを取る一方、こうした専門 部隊は保険会社経営陣と直接接触し、資産流動化やデリ バティブ取引等事業に繋がるヒントを得ているようだ。

年金向け事業において、投資銀行はLDIなどで関連デ リバティブ取引を多数奪取してきた。その流れが一巡し つつある今日、その関心は保険会社に移りつつあるよ うだ。日本においては、年金・保険とも経済価値を意識 した資産・負債評価はまだ途上の段階にあるが、顧客へ のアドバイスを通じ、資産・負債の持つリスクを認識さ せ、関連取引の獲得を図る事業モデルの普遍性は決して 否定できない。わが国においても、リスクを軸にデリバ ティブなど関連ヘッジ取引の獲得を図る動きが今後本格 F 化してくるであろう。

Writer's Profile



池田 雅史 Masashi Ikeda NRI ヨーロッパ 主任研究員 専門は欧州金融ビジネス調査 focus@nri.co.jp